

# 西脇市人権教育及び啓発に関する 総合推進指針（改定）（案）

～人権尊重の社会づくりを目指して～



## 概要版



令和5(2023)年2月

西脇市

## 1 指針改定の趣旨

本市においては、全ての人々が人権教育及び啓発の意義やその重要性を理解するとともに、日常生活で人権問題に接した際に「おかしい」と思う感覚を磨き、人権への配慮を態度や行動で表現する人権文化が根付いた社会を構築するため、平成13（2001）年に「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、様々な人権課題に取り組んできました。

しかしながら、人権をめぐる状況が指針策定当時から大きく変化し、新たな人権課題が発生しています。こうした社会の変化に対応する必要があることから、指針の改定を行います。

## 2 指針の性格と役割

指針は、人権が尊重される社会づくりに向け、「人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進」について、基本的な方向性を示すものです。

本市の人権に関わる施策は、市民、事業所、団体等、様々な主体により推進されなければなりません。このため、本市は国及び県と連携を図りながら主体的に施策を展開するとともに、他の各主体が本指針の趣旨に沿って自主的に取り組むことを期待します。

## 3 人権教育及び啓発の推進

全ての市民が人権を尊重することの重要性を認識するため、あらゆる場を通じて人権教育及び啓発を推進します。

### 家庭

家庭の中で家族の人権が大切にされることは、あらゆる人権尊重の取組の出発点となります。

温かい家庭を育み、共に学んでいけるよう子育てに関する相談、支援の充実をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための学習活動を支援します。

### 学校・園

学校・園は、子どもたちの人権尊重の理解を深め、自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育む重要な役割を担っています。

人権尊重に根ざしたものの見方や考え方、実践力・行動力が身に付くよう計画的な教育活動を推進します。

### 地域

地域は、市民が日常生活や地域活動を通して、人権について理解を深め、実践し、学ぶ場です。

人権教育を生涯学習体系に位置付け、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど、市民の自主的な学習活動を支援します。

### 職場

様々な人で構成される職場では、ハラスメントやいじめ、差別などの人権問題が起こることがあります。

働きがいある職場づくりを進めていくため、より多くの職場で主体的に人権研修に取り組めるよう、啓発資料の配布をはじめ、情報や教材の提供等の支援を行います。

## 4 個別の人権課題にかかる施策の推進

### 障害のある人

西脇市障害者基本計画の基本目標「人権を尊ぶまちづくり」「社会参加と生きがいづくり」「共に暮らせる地域づくり」の達成に向けて施策を展開します。

- 人権意識の高揚
- 差別解消と合理的配慮の促進
- 障害のある人への虐待防止
- 障害のある人の権利の保障と権利擁護の推進
- 就労支援の充実
- 福祉のまちづくりの推進

### インターネットによる人権侵害

インターネットによる情報の送受信やプライバシーの保護に関する正しい知識を身に付けるための啓発活動、情報モラル教育、インターネットモニタリング等の取組を推進します。

- 啓発活動の推進
- 情報モラル教育の推進
- インターネットモニタリングの実施

### 子ども

地域の宝である子どもたちの人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができるよう、子どもの権利についての正しい理解と認識を深める取組を推進します。

- 児童虐待防止対策の推進
- いじめ防止対策の推進
- 支援を必要とする子どもへの対策の推進

### 高齢者

誰もが、住みなれた地域で共に支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

- 社会参加・交流の促進
- 認知症施策の推進
- 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進
- 安全・安心なまちづくり

### 女性

一人ひとりの人権を尊重し合いながら、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に対等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 人権尊重と男女共同参画に向けた社会づくり
- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- 配偶者やパートナーからのあらゆる暴力の根絶

### 働く人と職場

対話や気付きを大切にし、様々な機会を捉えて人権意識の高揚を図り、一人ひとりの人権を大切にしたい働きやすい職場づくりの取組を推進します。

- 啓発活動の推進
- 学習機会の提供
- 相談支援体制づくり
- 情報を共有するネットワークづくり

### 部落差別(同和問題)

部落差別に関する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための取組を推進します。

- 部落差別の解消に向けた学習機会の充実
- 部落差別の解消に向けた啓発活動の充実
- 隣保館活動の充実

### 外国人

国籍や民族、文化の違いにかかわらず、互いを理解し、共に地域社会を支える主体となる、活力ある多文化共生社会に向けた取組を推進します。

- 多文化共生教育の推進
- 日本語指導を必要とする園児児童生徒及び保護者等への支援

### 性的指向・性自認

性的指向や性自認は様々であることを認識することで、偏見や差別を解消し、多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築こうとする機運を高める取組を推進します。

- 地域社会における教育及び啓発の推進
- 学校教育における人権教育の推進
- 性の多様性が尊重される環境づくり

### 感染者等

感染症患者等の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが重要であることから、正しい知識を広める教育や啓発活動の充実に努めます。

- 感染症等に関する人権侵害を防止するための教育及び啓発の推進
- H I V感染症等に対する理解と認識を深めるための教育及び啓発の推進
- 学校教育における理解の推進と人権教育の充実

## 📌 様々な人権課題

多様化、複雑化する傾向にある課題についても、その解消に向け、関係機関と連携しながら取組を進めます。

- 被災された人
- 犯罪被害者等
- ホームレスの人
- 人身取引
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 刑を終えて出所した人等
- アイヌの人々
- 環境と人

## 5 推進体制

### 推進体制の整備

人権施策を推進するため、各部署が相互に連携しながら総合的に対応するとともに、西脇市人権教育協議会等と連携して地域での学習体制の整備・強化に努めます。

### 相談体制の充実

人権侵害を受けた当事者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を整備するため、人権に関する身近な相談窓口の周知と利用しやすい相談体制づくりに努めます。

### 関係機関との連携体制

国、県の関係機関、市内の人権教育及び啓発に関する各種団体等との連携を強化し、情報の共有、啓発、研修、相談等を効果的・効率的に推進します。

### 指針の期間と見直し

本指針の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて意識調査を行い、内容を見直すものとします。

発行 西脇市

編集 西脇市都市経営部まちづくり課人権室  
〒677-8511  
西脇市下戸田128番地の1  
[TEL]0795-22-3111  
[FAX]0795-22-1014



NIHONNO  
HESONOO